

京都府生物多様性地域戦略に関する意見と対応

募集期間：令和5年6月30日（金）～令和5年7月20日（木）

個人：6名、意見：25件

| 質問No | 項目 | 意見（原文） | 意見（ポイント） | 回答案 |
|------|-------------|---|--------------------------|--|
| 1 | 全般 | 年号の表記について、「****（元号**）年」に統一していただきたい。 | 年号の表記 | 併記する形に統一いたします。 |
| 2 | P18 丹後地域 | P18 丹後地域について、兵庫県豊岡市で野生復帰が進められているコウノトリが、丹後地域でも人工巣塔が設置され、繁殖が進められていることを記載いただきたい。 | コウノトリに係る記載の追加 | コウノトリの取組は丹後地域以外でも進められていることを踏まえ、p22の「自然公園、天然記念物等の指定」にコウノトリの記載を追加いたします。 |
| 3 | P35 | P35 グリーンインフラやEco-DRRなど自然を活用した取組の推進について、環境にやさしく、自家用車の台数抑制により野生動物との交通事故減少に寄与するとも考えられる、公共交通機関の活用についても記載いただきたい。 | 公共交通機関の活用 | いただいた御意見を踏まえ、P45「「生物多様性」への関心を高め行動変容を促す取組」において「公共交通機関の積極的利用など、より良い消費行動を促すための仕組みづくりや周知啓発により、行動変容の促進を図ります」と修正いたします。 |
| 4 | 数値目標 P53、24 | P53数値目標『「外来種」または「外来生物」の認知度（言葉の意味を知っている）』について、目標値（80%）が現状値（83.2%）よりも低い値になっているため、「現状値以上」を目標に掲げていただきたい。 | 目標数値の設定（錯誤の指摘） | いただいた御指摘を踏まえ、目標値を「85%」に修正いたします。 |
| 5 | 全般 | 環境や生物多様性と言われますが、具体的に何をしたらよいかわからないため、例えば、地場のオーガニック食材を気軽に買える仕組みをつくるなど、ひとりひとりが日常生活で取り組みができる仕組みを考えて欲しい。 | 一般府民の商品購入に係る仕組みづくり | いただいた御意見を踏まえ、P45「「生物多様性」への関心を高め行動変容を促す取組」において「公共交通機関の積極的利用など、より良い消費行動を促すための仕組みづくりや周知啓発により、行動変容の促進を図ります」と修正いたします。 |
| 6 | P17、L26 | P17（L26）ツバメが飛来しフィリピンやマレーシアなど東南アジア方面へ（約4,000km）集団で渡っていきます。（下線部を追加） | 鳥類に係る記載の追加 | ここでは、京都府の生きものの生息等状況に着目して記載しているため、原案どおりとさせていただきます。 |
| 7 | P17、L29 | P17（L26）生息地となっていますが、地球温暖化の影響か湿地は乾燥してしまっている状態です。かつて繁茂していたクマザサも今では姿を消しました。（下線部を追加） | 湿地に係る記載の追加 | ここでは、京都府の生きものの生息等状況に着目して記載しているため、原案どおりとさせていただきます。 |
| 8 | P19、L3 | P19（L3）「現在では京都府最大のサギ類の集団繁殖地となっています。」（下線部を追加） | 文言の修正 | いただいた御指摘を踏まえ、「現在では京都府最大のサギ類の集団繁殖地となっています。」に修正いたします。 |
| 9 | P20、L21 | P20（L21）「右京区に存在する双ヶ丘は吉田兼好法師が徒然草を書いた庵が今も存在しています。昭和16年に国の名称に指定され1の丘、2の丘、3の丘からなる丘は生態系にも恵まれ現在では市民の憩いの場となっています。」（下線部を追加） | 地域の事例の追加 | ここでは、京都市域の生きものの生息状況や生態系等を記載しているため、原案どおりとさせていただきます。いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 10 | P21、L6 | P21（L6）「又、天王山は京都と大阪の境目、稜線（柳谷観音）あたりでは今もゾロの密猟が多く愛鳥家たちを悩ませています。」（下線部を追加） | 密猟に係る記載の追加 | ここでは、乙訓地域の生物多様性について記載をされており、個別具体の課題の記述はなじまないため、原案どおりとさせていただきます。 |
| 11 | P26、L8 | P26（L8）取り組みを実施していると同時に、生き物の輸入等についても考えていく必要があるとの意見も聞いています。（下線部を追加） | 輸入に係る記載の追加 | ここでは、京都府の条例に基づく施策体系とそれぞれの取組について記載をしているため、原案どおりとさせていただきます。 |
| 12 | P27、L22 | P27（L22）「外来生物には、ソウシチョウやアライグマ」（下線部を追加） | 特定外来生物の記載の追加 | ここでは、希少種を捕食する外来生物について記載をされており、御意見をいただきましたソウシチョウについては、該当しないことから、原案どおりとさせていただきます。 |
| 13 | P30、L12 | P30（L12）外国産メジロ（外来種）を隠れ蓑にして国内産メジロを密猟するという行為が多く、堂々と販売している捕獲道具等についても考慮すべきではないかとの考え方もあります。（下線部を追加） | 鳥類に係る記載の追加 | ここでは、外来生物による生態系への影響について記載をされており、御意見をいただきました内容についてはなじまないことから、原案どおりとさせていただきます。 |
| 14 | P30、L24 | 環境学習の充実では、京都市教育委員会ではごく一部では各学校の校区内在住の人材を環境学習の担い手として起用しており一層の取り組みを期待するものです。（下線部を追加） | 環境学習の担い手の起用による環境学習の取組の推進 | いただいた御意見である環境学習の充実については、非常に重要であり、P49「府の役割」にきょうと生物多様性センターとの連携による多様な主体の協力・連携関係の構築と環境教育・学習活動の推進について、記載しております。いただいた御意見である具体的な取組事例については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|-------------------------------|---|-------------------------------|---|
| 15 | P31、L9 | 化学物質による主な例としてツバメがあります。水に多く含まれる化学物質はカゲロウの雛が減るとい現象によりツバメの、ヒナの数の減少につながっています。又、ツバメの巣においても化学物質が混入されているせいで（水田などの肥料など）壊れやすくなっています。（下線部を追加） | 鳥類に係る記載の追加 | ここでは、気候変動と生物多様性の問題について記載をしており、いただいた個別の事例の他にも様々な影響があることから、原案どおりといたします。 |
| 16 | P36、L16 | 「捕獲、飼養、採取、殺傷、譲渡し、巣の破壊等を原則禁止とするとともに、」（下線部を追加） | 希少野生生物への制限に関する文言追加 | ここでは、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 第13条 「指定希少野生生物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。」に基づき記載をしていることから、原案どおりといたします。 |
| 17 | P37、L8 | 「観察会や調査など地域で活動する保護団体」（下線部を追加） | 文言の追加 | ここでは、観察会や調査・保全活動などの活動について記載をしており、いただいた御意見の「地域で活動する保護団体」については、「団体活動の活性化、さらには保全団体の登録を促進します。」の記載に含まれることから、原案どおりといたします。 |
| 18 | P40、L24 | 京都府産ジビエのブランドを確立します。但し数をそろえるという意味から無理な駆除が行われないよう配慮が必要になってきます。（下線部を追加） | ジビエに係る配慮に関する記載の追加 | いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 19 | きょうと生物多様性センター関係 | 「きょうと生物多様性センター」が設置されたことは、府の生物多様性保全にとっても大きな進展であり、これを契機として保全の気運がより一層高まることを期待する。京都府の生物多様性とその保全のために調査・研究、情報集積、発信を行うためには、京都府が自ら自然史博物館を持たなければならない。（専用の保管庫を持ち学芸員が常在する自然史博物館が必要である）大きな箱物を建てることのできないなら、府内各地の既存の関連施設が連携し、生物多様性センターがその核になるという、いわば「分散型」の新しい博物館の在り方を提示するのも一案ではないか。京都府での自然史博物館の設置については、今後ともぜひ検討を続けられたい。 | 自然史博物館の必要性 | いただいた御意見である「きょうと生物多様性センター」を核とした、京都府の生物多様性情報の収集、利活用、次世代への継承についての取組の推進をリーディングプロジェクトに掲げており、既存の関連施設や様々な機関のネットワークとの連携を推進するとともに、きょうと生物多様性センターのあり方を含め、引き続き検討を進めてまいります。 |
| 20 | P29、L34 | P. 29、L. 34からの記載ぶりでは、生態系や人の暮らしへ影響を及ぼすのが特定外来生物のみであるかのように見え、またそれらの影響については以降の段落でも詳述されていますので修文を提案する。 | 外来生物に係る表現 | いただいた御意見を踏まえ、「侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害等が著しい外来生物の侵入、定着、拡大により、在来生物の減少など生態系に大きな影響が出る」と修正いたします。 |
| 21 | P7、L30 | 生態系の保全とその管理に関し、地球時間や地球温暖化、第3次産業（観光）について、丁寧に精査していただきたい。具体的には、①京都市内に存する「深泥池」、②京都市内に存する「東山」の山林（松林→ブナ科（林））、③京都市内に存する「嵐山」（渡月橋から望む「紅葉」（土壌の観点から紅葉林は育たないのではないか） | 観光に関する地域の記載の追加 | ここでは、生物多様性と観光についてのつながりを記載をしており、いただいた御意見である個別具体的地域については、ふれていないことから、原案どおりといたします。いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 22 | P40、L1・2・7・26 | 京野菜などブランド農林水産物、環境にやさしい農林水産業の推進に関し、見える化のツールの活用をされたい。 | 農林水産業に関する記載の追加 | いただいた御意見については、「環境への負荷に配慮した持続可能な農林水産業」、「地球温暖化の防止や生物多様性の保全に繋がる環境負荷低減活動」に包含されると考えられることから、原案どおりといたします。いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 23 | P33、L10 | 京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、地域開発・整備計画などに際しては、メリット・デメリット両者について十分検討する等、と明記していただく必要がある。 | 他部局の計画等と生物多様性の関連 | いただいた御意見である地域開発や整備計画における生物多様性の検討は、非常に重要であり、P49推進方策において「関係部局の関連計画の進捗状況や個別施策の実施状況を把握・整理し、連携した生物多様性の取組を図る」ことを記載しており、十分検討して施策を推進してまいります。なお、今回は中間見直しであり、長期目標については、原案どおりといたしますが、次期改定時の参考とさせていただきます。 |
| 24 | P43、L14 P51、L13 P49、L18 | 京都市、京都府各教育委員会と協議し、府立植物園（宇治市植物園とか）に関する副読本・記録ノート（小学校6年間利用）を作成市交通局等とも協議、年に1度市バスで植物園へ直行しての授業、植物に関して一言でも自分の言葉を記録しておくことができるように往復に相当時間がかかる地域の場合は、植物園である必要はなく、その地域の安全に管理されているエリアを無償で見学、記録できるように、副読本・ノートを作成。 | 植物園などの施設の学校教育への積極的活用、学習ツールの作成 | いただいた御意見である環境学習の取組の推進については、非常に重要であり、P49「府の役割」に、きょうと生物多様性センターを中心に、教育機関等との協力・連携を図り、取組を推進していくことについて記載しております。いただいた御意見である具体的な事例については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 25 | p44、L23 | きょうと生物多様性センターが立場をもっとはっきり打ち出し、植物園内の現在植物が占めている領域を侵食することなく、府立大学農場跡地や資料館跡地に、植物園関係の標本保管庫や子供のための植物図書・研修室等を建設していく方向を打ち出してほしい | 植物園改修 | いただいた御意見である植物園の整備については、広く府民の皆様のお意見をお聞きしながら、検討してきたところであり、学習拠点・標本庫についても、今後とも様々な御意見を伺いながら検討をさせていただきます。 |